

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和元年 1 1 月 2 1 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第 1 8 号

さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について[非公開案件]

報告第 1 9 号

さいたま市教職員（管理職）の人事について[非公開案件]

報告第 2 0 号

さいたま市教職員の給与改定について

3 議 事

議案第 1 0 0 号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 1 0 1 号

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について

議案第 1 0 2 号

令和元年度さいたま市教育功労賞表彰について[非公開案件]

議案第 1 0 3 号

「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」調査専門員の委嘱について[非公開案件]

4 閉 会

報告第20号

教育長の報告について

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第1項の規定により、下記について別紙のとおりこれを報告する。

令和元年11月21日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

さいたま市教職員の給与改定について

さいたま市教職員の給与改定の概要

1 趣旨

市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するもの。
 ただし、さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)の規定を準用しているため、さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)の改正を要さないもの。

2 改定の内容

(1) 勤勉手当の支給割合について(再任用教職員を除く。)

ア 令和元年度における勤勉手当の支給月数を、次のように引き上げるもの。

	12月期	
	改定前	改定後
一般教職員	0.925月	0.975月
特定管理教育職員	1.125月	1.175月

※特定管理教育職員は、校長、副校長及び教頭を指す。
 (高等学校及び中等教育学校の副校長及び教頭を除く。)

イ 令和2年度以後における勤勉手当の支給月数を、次のように改めるもの。

	6月期		12月期	
	改定前	改定後	改定前	改定後
一般教職員	0.925月	0.95月	0.925月	0.95月
特定管理教育職員	1.125月	1.15月	1.125月	1.15月

(2) 住居手当について

令和2年度以後における住居手当を、次のように改めるもの。

	改定前	改定後
家賃額の下限	12,000円超	16,000円超
手当の支給額の上限	27,000円	28,000円

※住居手当の月額が2,000円を超える減額となる教職員に対し、令和3年3月31日までの間、改正前の住居手当の月額に相当する額から2,000円を控除した額を住居手当として支給する。

3 施行期日等

- (1) 2(1)アの改定 公布の日(令和元年12月1日から適用)
- (2) 2(1)イ、(2)の改定 令和2年4月1日

議案第100号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり改正する。

令和元年11月21日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育委員会規則第 号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第3条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する教職員であった者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において条例の適用を受ける教職員又は条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員（法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（第24条において「再任用教職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（第9条第1項第1号において「任期付短時間勤務職員」という。）その他市教育委員会（以下「委員会」という。）の定める職員を含む。）となった者</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤の職員にあつては、再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）その他</p>	<p>第3条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する教職員であった者</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において条例の適用を受ける教職員又は条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員（<u>臨時の職員を除く。</u>）<u>若しくは非常勤の職員</u>（法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（第24条において「再任用教職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（第9条第1項第1号において「任期付短時間勤務職員」という。）その他市教育委員会（以下「委員会」という。）の定める職員に限る。）となった者</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（<u>臨時の職員を除き</u>、<u>非常勤の職員</u>にあつては、再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員</p>

委員会の定める職員に限る。)となった者

ア 国又は他の地方公共団体(第9条第1項第5号において「国等」という。)の職員(委員会の定める者に限る。)

イ 公庫等の役職員(さいたま市教職員退職手当条例(平成29年さいたま市条例第22号)第18条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は同条例第22条第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員のうち委員会の定める者をいう。第9条第1項第3号において同じ。)

ウ 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者(第9条第1項第4号において「退職派遣者」という。)

第5条 基準日前1月以内において条例の適用を受ける教職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

第9条 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける教職員となった場合(第3号、第4号又は第5号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける教職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間(第2号に掲げる者として在職した期間にあつては、週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。)は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1) 条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含む。)

(2) 市費支弁の会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

2 [略]

第19条 条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には勤勉手当を支給しない。

(1) その退職し、又は死亡した日において前条各

」という。)その他委員会の定める職員に限る。)となった者

ア 国又は他の地方公共団体(第9条第1項第4号において「国等」という。)の職員(委員会の定める者に限る。)

イ 公庫等の役職員(さいたま市教職員退職手当条例(平成29年さいたま市条例第22号)第18条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は同条例第22条第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員のうち委員会の定める者をいう。第9条第1項第2号において同じ。)

ウ 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者(第9条第1項第3号において「退職派遣者」という。)

第5条 基準日前1月以内において条例の適用を受ける常勤の教職員、再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

第9条 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける教職員となった場合(第2号、第3号又は第4号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける教職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1) 条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。)

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

2 [略]

第19条 条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には勤勉手当を支給しない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した

<p>号のいずれかに該当する教職員であった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第23条 基準日以前6月以内の期間において、第9条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合（同項第4号又は第5号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の勤務期間に算入する。</u></p>	<p>日において前条各号のいずれかに該当する教職員であった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第23条 第9条第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。</u></p>
---	--

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正、同条第2号の改正（「又は失職」を削る部分に限る。）及び第19条第1項第1号の改正は、令和元年12月14日から施行する。

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

- ・ さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
- ・ 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- ・ 規定の整備
 - (1) 地方公務員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人が削除されたことに伴い、規定の整備を行うもの。
 - (2) 会計年度任用職員制度の創設に伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) (1) 令和元年12月14日

(2) 令和2年4月1日

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 趣旨

9月議会において、次の条例が改正又は制定されたことに伴い、標記の規則に関し、所要の改正を行うものです。

- (1) さいたま市職員の給与に関する条例〔一部改正〕
- (2) さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例〔新規制定〕

2 改正の内容

(1) 地方公務員法における欠格条項の削除に伴う規定の整備

地方公務員法に規定する欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」が削除され、1(1)の条例が改正されたことに伴い、期末手当及び勤勉手当の支給対象外となる教職員を規定する部分から、失職する場合を削除するものです。

(2) 臨時的任用職員の厳格化を踏まえた所要の改正

地方公務員法において会計年度任用職員の創設により臨時的任用職員の要件が厳格化されたことに伴い、教職員を基準日前1月以内に退職した場合であっても、基準日までの期間に臨時的任用職員となった場合は、教職員としての期末手当及び勤勉手当の支給対象外となるよう、所要の改正を行うものです。

(3) 会計年度任用職員の在職期間の通算

1(2)の条例が制定されたことに伴い、基準日以前6月以内の期間において、会計年度任用職員（期末手当が支給される職に限る。）としての在職期間がある場合、その期間を教職員の期末手当の在職期間に通算するものです。

3 施行期日

- | | |
|----------------|------------|
| 2(1)に係る改正 | 令和元年12月14日 |
| 2(2)及び(3)に係る改正 | 令和2年4月1日 |

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人權が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性より適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの⇒原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合⇒個別に定める日

改正案	現行
<p>（人事委員会又は公平委員会の委員）</p> <p>第九条の二（略）</p> <p>2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p> <p>3 第十六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつた場合には、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた者を罷免することはできない。</p> <p>6（略）</p> <p>7 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。</p> <p>8 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。</p> <p>9（略）</p>	<p>（人事委員会又は公平委員会の委員）</p> <p>第九条の二（略）</p> <p>2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p> <p>3 第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一に該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。但し、政党所属関係について異動のなかつた者を罷免することはできない。</p> <p>6（略）</p> <p>7 委員は、前二項の規定による場合を除く外、その意に反して罷免されることはない。</p> <p>8 委員は、第十六条第二号、第四号又は第五号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。</p> <p>9（略）</p>

10 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 (略)

12 第三十条から第三十八条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務について、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

(平等取扱いの原則)

第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第四号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 (削る)

二 (略)

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

10 委員の任期は、四年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 (略)

12 第三十条から第三十八条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務に、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務に準用する。

(平等取扱いの原則)

第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 (略)

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 (略)

(降任、免職、休職等)

第二十八条 (略)

2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。

一・二 (略)

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

4 職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

五 (略)

(降任、免職、休職等)

第二十八条 (略)

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一・二 (略)

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

議案第101号

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり改正する。

令和元年11月21日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育員委員会規則第 号

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

教職員の失業者の退職手当支給規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者）</p> <p>第7条 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔3〕 〔略〕</p> <p>〔4〕 〔略〕</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、<u>基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 〔略〕</p>	<p>（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者）</p> <p>第7条 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による退職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者</u></p> <p>〔4〕 〔略〕</p> <p>〔5〕 〔略〕</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から<u>起算して1月以内</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 〔略〕</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第9条第2項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の教職員の失業者の退職手当支給規則第7条第3号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の教職員の失業者の退職手当支給規則第7条に規定するさいたま市教職員退職手当条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者とみなす。
- 3 この規則による改正後の教職員の失業者の退職手当支給規則第9条第2項の規定は、同規則第4条第1項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

- ・ 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
- ・ 雇用保険施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

・ 規定の整備

- (1) 地方公務員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人が削除されたことに伴い、規定の整備を行うもの。
- (2) 受給期間延長の申出をすることができる期間について、雇用保険法の失業給付に準じた条件の緩和を行うもの。

(施行期日) (1) 令和元年12月14日

(2) 公布の日

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の概要

1 趣旨

9月議会において、さいたま市教職員退職手当条例（以下「退職手当条例」という。）の一部が改正されたことを踏まえ、規定の整備を行うものです。また、雇用保険法の改正に伴い、国等に準じ、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 地方公務員法における欠格条項の削除に伴う規定の整備

地方公務員法に規定する欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」が削除され、退職手当条例が改正されたことに伴い、失業者の退職手当の支給を受けられる特定受給資格者の定義から、失職又はこれに準ずる退職をした者を削除するものです。

(2) 雇用保険法の改正に伴う受給期間延長の申請期限の改正

雇用保険法の改正に伴い、「雇用保険の基本手当」の受給期間延長の申請期限が1箇月以内から4年以内に変更されたことに準じ、「失業者の退職手当」の受給期間延長の申出をすることができる期間についても同様に、1箇月以内から4年以内に変更するものです。

3 経過措置

退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の公布日以後にある者からの申出があった場合は、受給期間延長の申請として2(2)の改正後の規定を適用するものです。

4 施行期日

2(1)に係る改正	令和元年12月14日
2(2)に係る改正	公布の日

○内閣官房令第四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十五条の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和元年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（法第十条第一項に規定する内閣官房令で定める者）</p> <p>第六条の二 〔略〕</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>三 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十八条第二号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第八条 〔略〕</p> <p>2 前項に規定する申出は、法第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>（法第十条第一項に規定する内閣官房令で定める者）</p> <p>第六条の二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>四 国家公務員法第七十八条第二号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>〔略〕</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第八条 〔同上〕</p> <p>2 前項に規定する申出は、法第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から起算して一箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

内閣官房令

〔3/6 略〕

〔3/6 同上〕

別記様式第 1 (選前)

退職した職員の注意事項

1 記載上の注意

①欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職書記帳欄の口の中に○印を記入すること。

②欄には、記載事項に相違ないと思われた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所屬庁等の長に申し出て訂正を受けること。

2 この職の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公的職安定期所に届出すること。ただし、退職後公的職安定期所に届出しないまま退職の日の翌日から 1 年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した所屬庁等の長に提出すること。

3 基本手当の引当に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から 1 年間（これを支給期間という。）であること。その 1 年間は結婚、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き 30 日以上職場に就くことができない状態にあっては、失業者の退職手当支給額算出第 2 項に定める場合の期間以上に公的職安定期所に届け出ることにより、これらの理由により職場に就くことができない日数を 1 年に加えた期間（最大限 4 年）となること。

所屬庁等の長の記載と得

1 職員が退職したとき、その職員が失業者の退職手当を受ける資格を有する場合には、所屬庁等の長はこの退職票に所定の事項を記載し、正副 2 通を作成し、うち 1 通に印を押した上退職した職員に交付し、1 通（写）を保管しておくこと。

2 記載上の注意

①欄には、この票を職員に交付した日を記載すること。

②欄には、退職した職員が所属していた所管を未記すること。

③欄には、退職した職員の給与が支払われた会計名を未記すること。

④欄には、退職した職員の氏名を記載すること。

⑤欄には、退職した職員の性別について男女のいずれかに○印を付けること。

⑥欄には、退職した職員の生年月日及び所管を記載すること。

⑦欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。

⑧欄には、退職した職員の退職前引き続いて国家公務員として勤務し続けた最後の年月日を記載すること。

⑨欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。

⑩欄には、退職した職員の給与形態に応じて(ロ)欄又は(ハ)欄の該当箇所を○印を付けること。

⑪欄には、退職した職員の退職から引当までの退職手当の計算の基礎となった期間別間及び引当公費員退職手当法第 10 条第 1 項の規定によって適用される期間の合計期間を記載すること。

⑫欄には、退職した職員を雇用保険法の被保険者とみなした場合には、同法第 37 条の 2 第 1 項に該当する者は(ロ)欄に、同法第 38 条第 1 項に該当する者は(ハ)欄に、その他の者については(イ)欄に○印を付けること。

⑬欄には、退職した職員の退職の月期の直後の 6 月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基本となる給与が月給、年給、週給等一定の期間によって定められている場合には、(ロ)欄に給与の種別別 6 月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が月給、年給、週給等一定の期間によって定められている場合には、(ロ)欄にその各月の労働日数及び給与総額を記載すること。(ロ)欄に記載する場合には、退職後の給与が月給、年給、週給、出来高給、労働給、出来高給労働給等に応じて支給するものであるときは、(ロ)欄のみ記載し、退職後の給与が一律に月給、年給、週給等、出来高給、労働給、出来高給労働給等によって支給するときは、(イ)欄及び(ロ)欄にそれぞれ別して各月の総額を記載すること。

⑭欄には、退職した職員の賃金日額及び算定方法を記載すること。

⑮欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。

⑯欄には、退職した職員の退職時の所得月額（所得が日額で定められている者にあつては、日額）を記載すること。

⑰欄には、退職の主たる事由を一つ選択し、所屬庁等の長記載欄の口の中に○印を記入のうえ、具体的な事情記載欄（所屬庁等の長用）に具体的な事情を記入すること。

⑱欄には、この退職票を交付する所屬庁等の所在地、電話及び住所を記載すること。

⑳欄には、所屬庁等の長の氏名を記載し、その印を押すこと。

㉑欄には、記載される期間（⑱欄に同じ）、基本手当の日額、予定給付日数及び待期日数その他必要な事項を記載すること。

※印の欄には記載しないこと。

別記様式第 1 (選前)

退職した職員の注意事項

1 記載上の注意

①欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職書記帳欄の口の中に○印を記入すること。

②欄には、記載事項に相違ないと思われた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所屬庁等の長に申し出て訂正を受けること。

2 この職の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公的職安定期所に届出すること。ただし、退職後公的職安定期所に届出しないまま退職の日の翌日から 1 年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した所屬庁等の長に提出すること。

所屬庁等の長の記載と得

1 職員が退職したとき、その職員が失業者の退職手当を受ける資格を有する場合には、所屬庁等の長はこの退職票に所定の事項を記載し、正副 2 通を作成し、うち 1 通に印を押した上退職した職員に交付し、1 通（写）を保管しておくこと。

2 記載上の注意

①欄には、この票を職員に交付した日を記載すること。

②欄には、退職した職員が所属していた所管を未記すること。

③欄には、退職した職員の給与が支払われた会計名を未記すること。

④欄には、退職した職員の氏名を記載すること。

⑤欄には、退職した職員の性別について男女のいずれかに○印を付けること。

⑥欄には、退職した職員の生年月日及び所管を記載すること。

⑦欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。

⑧欄には、退職した職員の退職前引き続いて国家公務員として勤務し続けた最後の年月日を記載すること。

⑨欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。

⑩欄には、退職した職員の給与形態に応じて(ロ)欄又は(ハ)欄の該当箇所を○印を付けること。

⑪欄には、退職した職員の退職から引当までの退職手当の計算の基礎となった期間別間及び引当公費員退職手当法第 10 条第 1 項の規定によって適用される期間の合計期間を記載すること。

⑫欄には、退職した職員を雇用保険法の被保険者とみなした場合には、同法第 37 条の 2 第 1 項に該当する者は(ロ)欄に、同法第 38 条第 1 項に該当する者は(ハ)欄に、その他の者については(イ)欄に○印を付けること。

⑬欄には、退職した職員の退職の月期の直後の 6 月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基本となる給与が月給、年給、週給等一定の期間によって定められている場合には、(ロ)欄にその各月の労働日数及び給与総額を記載すること。(ロ)欄に記載する場合には、退職後の給与が月給、年給、週給、出来高給、労働給、出来高給労働給等に応じて支給するものであるときは、(ロ)欄のみ記載し、退職後の給与が一律に月給、年給、週給等、出来高給、労働給、出来高給労働給等によって支給するときは、(イ)欄及び(ロ)欄にそれぞれ別して各月の総額を記載すること。

⑭欄には、退職した職員の賃金日額及び算定方法を記載すること。

⑮欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。

⑯欄には、退職した職員の退職時の所得月額（所得が日額で定められている者にあつては、日額）を記載すること。

⑰欄には、退職の主たる事由を一つ選択し、所屬庁等の長記載欄の口の中に○印を記入のうえ、具体的な事情記載欄（所屬庁等の長用）に具体的な事情を記入すること。

⑱欄には、この退職票を交付する所屬庁等の所在地、電話及び住所を記載すること。

⑳欄には、所屬庁等の長の氏名を記載し、その印を押すこと。

㉑欄には、記載される期間（⑱欄に同じ）、基本手当の日額、予定給付日数及び待期日数その他必要な事項を記載すること。

※印の欄には記載しないこと。

5 この内閣官房令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この内閣官房令の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、新規規則の様式によるものとみなす。

3 新規規則第八條第二項の規定は、同規則第三條に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

2 この内閣官房令の施行の日前に退職した者がこの内閣官房令による改正前の失業者の退職手当支給規則(以下「旧規則」という。)第六條の二に規定する内閣官房令で定める者とみなす。
よる改正後の失業者の退職手当支給規則(以下「新規規則」という。)第六條の二に規定する国家公務員退職手当法第十條第一項に規定する内閣官房令で定める者とみなす。

1 この内閣官房令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第八條及び別記様式第一(裏面)の改正規定は、公布の日(附則第三項において「公布日」という。)から施行する。
(経過措置)

(施行期日)

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第1 (裏面)

①退職事由
【退職事由は所定給付日数・給付制度の有無に影響を及ぼす場合があり、適正に記入してください。】

所屬庁等の長 記載欄	退職者 記載欄	退職の事由	本 公共職業安 定所記載欄
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 定年又は任期満了によるもの (1) 定年による退職(定年一歳) (2) 任期満了による退職	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 所屬庁等の長からの働きかけ等によるもの (1) 懲戒免職等処分 (2) 国家公務員法第76条の規定による失職又はこれに準ずる処分 (3) 国家公務員法第78条第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 (4) 国家公務員法第78条第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分 (5) 国家公務員法第78条第4号(其中内閣官房令第1項第4号の規定による免職の処分、自衛隊退職法第4号又は国家公務員法第78条第1項第4号の規定による免職の処分) (6) 国家公務員退職手当法第8条の2第5項に規定する認定を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき日に退職 (7) 国家公務員退職手当法第8条各号(第1号中任期を終えて退職した者に係る部分及び第2号を除く。)に掲げる者	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 公務上の傷病による退職	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため (4) 配偶者等との別居生活が継続し難くなったため (5) 転居により通勤困難となったため (新住所: (6) その他 (具体的に	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)	
		具体的な事情記載欄(所屬庁等の長用)	

別記様式第1 (表紙)

①退職事由
【退職事由は所定給付日数・給付制度の有無に影響を及ぼす場合があり、適正に記入してください。】

所屬庁等の長 記載欄	退職者 記載欄	退職の事由	本 公共職業安 定所記載欄
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 定年又は任期満了によるもの (1) 定年による退職(定年一歳) (2) 任期満了による退職	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 所屬庁等の長からの働きかけ等によるもの (1) 懲戒免職等処分 (2) 国家公務員法第76条の規定による失職(旧法第38条第1号に該当する場合に限る)又はこれに準ずる退職 (3) 国家公務員法第76条の規定による失職(旧法第38条第1号に該当する場合を除く)又はこれに準ずる退職 (4) 国家公務員法第78条第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 (5) 国家公務員法第78条第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分 (6) 国家公務員法第78条第4号(其中内閣官房令第1項第4号の規定による免職の処分、自衛隊退職法第4号又は国家公務員法第78条第1項第4号の規定による免職の処分) (7) 国家公務員退職手当法第8条の2第5項に規定する認定を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき日に退職 (8) 国家公務員退職手当法第8条各号(第1号中任期を終えて退職した者に係る部分及び第2号を除く。)に掲げる者	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 公務上の傷病による退職	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため (4) 配偶者等との別居生活が継続し難くなったため (5) 転居により通勤困難となったため (新住所: (6) その他 (具体的に	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)	
		具体的な事情記載欄(所屬庁等の長用)	